

土地区画整理法第76条第1項の規定による 建築行為等の許可申請手続について

建築確認申請手続に先行して許可処分を受ける必要があります。申請手続の要領は次のとおりです。

- 1 土地区画整理境界明示申請及び土地区画整理法第76条第2項「施行者の意見」の申請事務手続は、下記の各区画整理事務所で行っています。

	担当	所在地	TEL
淡路駅周辺地区	淡路土地区画整理事務所(東淀川体育館1階)	東淀川区東中島4丁目4-4	06-6320-9461
三国東地区	三国東土地区画整理事務所	淀川区西宮原2-6-54	06-6399-1392

※ 個人及び組合施行等の区画整理事業については、別途確認下さい。

- 2 土地区画整理法第76条第1項の規定による「建築行為等の許可」申請手続については、計画調整局開発調整部開発誘導課で受付をしており、次の図書が必要です。

①整理カード

②許可申請書

[正本]

- ・土地区画整理法第76条第1項の規定による許可申請書(表紙)
- ・委任状(代理人申請の場合のみ添付)
- ・土地区画整理境界明示書(意見書及び明示図が記載されているもの)【原本】
- ・添付図面(下記のうち、該当する行為に記載のあるものを添付)
 - ア. 建築物の新築、改築若しくは増築をする場合
位置図、配置図、平面図、立面図、建築物の求積図と求積表
 - イ. 工作物の新築、改築若しくは増築をする場合
位置図、敷地平面図、構造図
 - ウ. 土地形質を変更する場合
位置図、敷地平面図、断面図

[副本]

- ・土地区画整理法第76条第1項の規定による許可書(表紙)
- ・土地区画整理境界明示書(意見書及び明示図が記載されているもの)【コピー】
- ・添付図面
[正本]と同一のものを添付

- 3 建築確認申請にあたっては、上記許可申請書[副本]のコピーを1冊添付して下さい。
- 4 本許可処分後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続をして下さい。

問い合わせ先: 計画調整局開発調整部開発誘導課
TEL 06-6208-9285・9287

申請書作成の注意事項

土地区画整理法第76条第1項の規定による許可申請書及び委任状を記入する際、以下の注意事項を留意し、作成して下さい。

なお、申請書は必ず原本を使用して下さい。(コピーは不可)

①整理カード・②許可申請書[正本・副本]

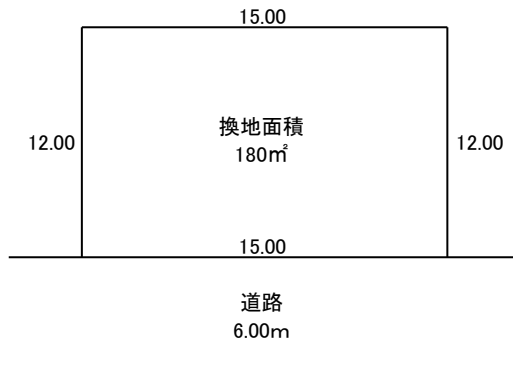
- ・ 太枠内の必要事項を記入して下さい。
- ・ 訂正は、修正液等で行わず、二重線で抹線し、代理者が訂正印又はサインをして下さい。
- ・ 申請者が法人の場合は、略称を使用しないで下さい。【株、代等は不可】

<委任状>

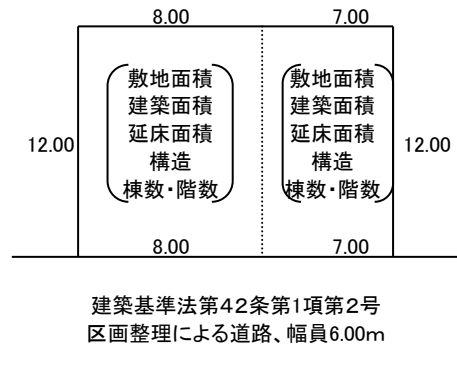
- ・ 申請者と代理者の委任関係がわかる書面にして下さい。
- ・ 代理者の連絡先を必ず記入して下さい。

※注意事項

- ・ 土地区画整理境界明示書及び土地区画整理法第76条第1項の規定による許可申請書の申請者は、建築確認申請者(建築主)と一致させて下さい。
- ・ 添付図面の道路種別、幅員は「建築基準法第42条第1項第2号、区画整理による道路、幅員〇〇m」と記入し、土地区画整理境界明示書と一致させて下さい。
- ・ 添付図面の道路、敷地境界長さ(周長)及び敷地面積(現況、今回計画)は、土地区画整理境界明示書と一致させて下さい。
- ・ 土地区画整理境界明示書と土地区画整理法第76条第1項の規定による許可申請書の申請範囲が違う場合は、土地区画整理境界明示書の範囲を現況図兼今回計画配置図として作成し、内容を記載して下さい。



土地区画整理境界明示書
(仮換地図)



現況図兼今回計画配置図